

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和5年6月27日

### 主要目次

- 告示  
生活保護法等に基づく指定施術者の指定
- 〇 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 〇 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 〇 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 人事委員会公告  
令和五年度千葉県警察官採用試験（県内第二回）の実施

告示  
示

### 千葉県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和五年六月二十七日

氏名	施設名称		所在地	指定年月日
	名称	住所		
関川康二	出張（訪問）鍼灸マツサージRelief	松戸市稔台三の三二の一	令和四年十月一日	
藤間あゆみ	てあて在宅マッサージ	松戸市常盤平陣屋前四の一七	"	
阿部哲也	はり・きゅう治療院 院癒間	成田市並木町一四六の一	"	
石井匠	訪問マッサージ E i R O W 船橋ステーション	船橋市上山町一の一三六の一六	"	

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第二百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年千葉県告示第五百三十九号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和五年六月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 野田市野田字谷端三九九番二の一部（別図のとおり）
  - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物
  - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

### 千葉県告示第二百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号に該当する区域である。

令和五年六月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 東金市上武射田字下荒久一、四六九番一地先及び一、四七七番一先、字大沼一、六九五番の一、一、六九五番地先、一、七〇一番の一部分、一、七〇一番地先、一、七〇七番の一部分、一、七〇七番地先、一、七三二番の一部分、一、七三二番地先、一、七一九番の一部分、一、七一九番地先、一、七二〇番の一部分、一、七二〇番地先、一、七二六番の一部分、一、七二六番地先、一、七三一番の一部分、一、七三一番地先、一、七三二番の一部分、一、七三二番地先、一、七三二番二地先、一、七三二番三地先、一、七三二番三地先、字上野一、七三七番の一

佐藤祐希	葵あんま鍼灸院	佐倉市王子台六の二七の二四	"
大野豪之	TRI G G E R 鍼灸・整骨院 神栖院	神栖市深芝南一の五の四	"
岡村衛	からだ元気治療院 茂原店	茂原市高師四九四の一	"

部、一、七三七番一地先、一、七三七番二の二、一、七三七番二地先、一、七三八番の二、一、七三八番地先、一、七四四番の二、一、七四四番地先、一、七四九番の二、一、七四九番地先、字出戸一、七六二番地先、一、七六三番地先、一、七六四番の二、一、七六四番地先、一、七六五番の二、一、七六五番地先、一、七六六番の二、一、七六六番地先、一、七六七番の二、一、七六七番地先、一、七六八番の二、一、七六八番地先、一、七六九番の二、一、七六九番地先並びに字大正一、七七八番一地先、一、七七八番三地先、一、七七八番一地先、一、七八〇番一地先及び一、七九三番一地先並びに下武射田字鴻野一、八二六番一の二、一、八二六番一地先、一、八二六番二の二、一、八二六番二地先、一、八二七番一の二、一、八二七番一地先、一、八二七番二の二、一、八二七番二地先、一、八二八番一の二、一、八二八番一地先、一、八三〇番一の二、一、八三〇番一地先、一、八三三番六地先、一、八三三番一地先、一、八三三番一地先、一、八三三番五地先及び一、八三三番七地先、字溜付一、八三四番一地先、一、八三四番三の二、一、八三四番三地先、一、八三六番一の二、一、八三六番一地先、字北出一、八七一番一の二、一、八七一番一地先、一、八七二番二の二、一、八七二番二地先、一、八七二番三の二、一、八七二番三地先、一、八七二番四の二、一、八七二番四地先、一、八七四番一の二、一、八七四番一地先及び一、八七四番五の二、一、八七四番五地先並びに字道玄一、八七八番一の二、一、八七八番一地先、一、八七八番二の二、一、八七八番二地先、一、八七八番三の二、一、八七八番三地先、一、八七八番四の二、一、八七八番四地先、一、八七八番五の二、一、八七八番五地先、一、八八〇番一の二、一、八八〇番一地先、一、八八三番一の二、一、八八三番一地先、一、八八四番一の二、一、八八四番一地先、一、八八四番二の二、一、八八四番二地先、一、八八四番三の二、一、八八四番三地先、一、八八四番四の二、一、八八四番四地先、一、八八四番五の二、一、八八四番五地先、一、八八七番一の二、一、八八七番一地先、一、八八七番二の二、一、八八七番二地先、一、八八七番三の二、一、八八七番三地先、一、八八七番四の二、一、八八七番四地先、一、八八七番五の二、一、八八七番五地先、一、八八七番六の二、一、八八七番六地先、一、八八七番七の二、一、八八七番七地先、一、八八七番八の二、一、八八七番八地先、一、八八七番九の二、一、八八七番九地先、一、八八八番一の二、一、八八八番一地先、一、八八八番二の二、一、八八八番二地先、一、八八八番三の二、一、八八八番三地先、一、八八八番四の二、一、八八八番四地先(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百四十八号  
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年千葉県告示第五百四十号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。  
令和五年六月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定を解除する区域 野田市野田字谷端三八二番三の一部、三八二番三地先及び三九

八番地先(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会 公告

令和五年度千葉県警察官採用試験(県内第二回)の実施  
職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、令和五年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。  
令和五年六月二十七日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

試験職種、採用予定時期及び採用予定人員

試験職種	採用予定時期	採用予定人員
警察官A(男性)	令和六年四月以降	一五名程度
警察官A(女性)	令和六年四月以降	五名程度
警察官B(男性)	令和六年四月以降	二〇名程度
警察官B(女性)	令和六年四月以降	三〇名程度

職務の内容

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務

給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A(男性)及び警察官A(女性)	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B(男性)及び警察官B(女性)	〃	〃	一三号給

四 受験資格

試験職種	採用予定時期	学歴	年齢・性別
警察官A(男性)	令和六年四月以降	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学を卒業した者又は	平成二年四月二日以後に生まれた男性

<p>令和六年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者</p>	<p>警察官A (女性) 降 令和六年四月以</p>	<p>警察官A (男性)の学歴に該当しない者 警察官A (女性)の学歴に該当しない者</p>	<p>警察官A (女性)の学歴に該当しない者 警察官A (女性)の学歴に該当しない者</p>	<p>日本の国籍を有しない者、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は、受験できない。</p>
<p>五 試験の方法 試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験合格者でなければ受験することができない。</p>				
<p>1 第一次試験 試験の方法 内 警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A (男性)及び警察官A (女性)については大学卒業の程度で、警察官B (男性)及び警察官B (女性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。</p>	<p>論文(作文)試験 警察官A (男性)及び警察官A (女性)については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、警察官B (男性)及び警察官B (女性)については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験(作文試験)を行う。</p>	<p>試験の方法 内 警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A (男性)及び警察官A (女性)については大学卒業の程度で、警察官B (男性)及び警察官B (女性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。</p>		
<p>資格技能審査 語学(英語・中国語・韓国語)、情報処理、財務及び柔剣道について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点を行う。</p>	<p>体格・体力検査 警察官A (男性)及び警察官B (男性)については、職務遂行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。</p>	<p>2 第二次試験 備考 論文(作文)試験は、第二次試験として評価する。 試験の方法 内 口述試験 人柄、性向等について面接等による試験を行う。 適性検査 素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。 体格・体力検査 職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。 身体検査 健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。</p>	<p>3 受験資格等の調査 受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。</p>	<p>1 第一次試験 試験の期日及び場所 令和五年九月十七日(日曜日) 城西国際大学千葉東金キャンパス (東金市求名一帯地)</p> <p>受験申込みの状況等により、この試験場以外の千葉県内の会場を試験場とすることがある。</p> <p>備考 試験場は、千葉県警察本部が指定する。</p> <p>2 第二次試験 令和五年十月中旬から下旬までに行う。 なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、第一次試験合格者に書面により通知する。</p>
<p>七 合格者の決定及び発表 1 第一次試験合格者 第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年十月二日(月</p>				

曜日) (予定) に千葉県のホームページ並びに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、合格者には書面により通知する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、令和五年十二月中旬に千葉県のホームページ並びに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。

なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

八 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

九 受験手続

1 受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先

千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所

2 受付期間

令和五年六月二十七日(火曜日)から八月十五日(火曜日)までとする。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同日午後五時までに受信したものに限り受け付ける。

十 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

2 受験申込用紙の請求、受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

別表

検査項目	基	準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。	
色覚	職務遂行上支障がないこと。	
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	
腕立て伏せ	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	
反復横跳び	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

立ち幅跳び  
握力

備考

一 警察官A(男性)及び警察官B(男性)については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。  
二 警察官A(女性)及び警察官B(女性)については、体格・体力検査の全検査項目を第二次試験において実施する。